

第2条 乙の紹介した人材を甲が採用した場合、甲は乙に対し、紹介料として、以下の費用を支払うものとします。←

採用人材の月給×2ヶ月分（別途消費税等）←

2 前項における「月給」とは、超過勤務手当・通勤手当を除き算出可能な諸手当を含む次のいずれかの額をいうものとします。←

（1） 甲が採用人材に明示した月給の額←

（2） 甲が採用人材に明示した年棒額の1/2分の1←

3 前項の月給が25万円未満の場合、月給を25万円とみなして、本条1項に定める紹介料を決定します。←

4 甲は、乙が紹介した人材の採否について、決定後速やかに乙宛に連絡をとるものとします。←

第3条 甲による人材の採用決定後、乙が速やかに発行する請求書に基づき、採用決定者の入社日より14日以内（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に、甲は乙に対し、前条の紹介料を支払うものとします。ただし支払い期日について「採用確認書」等で別途、取り決めをする場合は、←
下記第4条の内容も含め、そちらを優先するものとします。←

第4条 採用人材が入社日以降3ヵ月以内に自己都合により退職した場合（ただし、死亡・病気の場合等不測の事態を除く）は、下記の金額（消費税等は含まず）を、甲より発行された請求書が到着後1ヶ月以内に返還するものとします。←

①入社日以降1ヵ月以内 紹介料の50%←

②1ヵ月以降3ヵ月以内 紹介料の25%←

③3ヵ月以降 返金なし←

第5条 甲および乙は、本契約に基づいて相手方から知りえた情報を本契約期間はもちろん契約期間終了後も第三者に漏らしてはならないものとします。←

第6条 前条の活動に関して、乙から会社案内等の企業情報の提供を求められた場合、甲は、正確かつ速やかにその資料の提供をします。←

2 前項の情報の他、前条に定める業務の遂行にあたり必要とする情報の提供を乙から求められた場合、甲はできる限り情報開示につとめ、乙の業務遂行に協力します。←